

## 令和5年度第11回教育委員会定例会会議録

1. 日時 令和6年2月27日 午後3時00分から午後4時30分まで

2. 場所 矢巾町公民館1階会議室

3. 出席委員

教育長	菊池 広親
教育長職務代理者	大坊 一男
委員	掛川 はるな
委員	齊藤 学
委員	漆原 祥子

4. 説明のために出席した職員

学校教育課長	南 幅 正 勝
子ども課長	田 村 昭 弘
文化スポーツ課長	高 橋 保
共同調理場次長	川 村 清 一
学校教育課主査	出 堀 沙 綾

5. 開会

午後3時00分、令和5年度第11回教育委員会定例会を開催する旨を宣した。

6. 委員点呼

委員全員の出席を確認し、会議が成立する旨述べた。

7. 会期の決定

2月27日の一日と決定する。

8. 報告

○教育長

それでは4. 報告に入ります。報告第24号「令和5年度矢巾町一般会計補正予算第11号（教育委員会関係）について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課

別紙資料に基づき朗読する。

○子ども課長

資料に基づき説明する。

歳入からご説明いたします。14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金の子育て支援対策臨時特例事業費補助金2,630千円の増です。こちらは、令和6年4月1日に子育て家庭センターが設置されることに伴う事務室の拡張に係るものです。子ども課の左側に相談室の仕切りがありますが、その仕切りを取り外します。また、職員玄関入って右手に相談室がありますが、畳からフローリングに変更しますし、こちらも仕切りを外して拡張します。これに加えて、キャビネットも3台購入予定です。次に、15款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金の産休等代替職員費補助金491千円の増です。これは、当初見込みの不足分として計上するものです。保育所

等に勤めている職員が産休に入る場合に代替職員を採用し、その経緯の 10 分の 10 を補助するというものです。続いて歳出についてご説明いたします。3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費の児童福祉施設等物価高騰対策支援給付金 3,416 千円の増です。こちらは、町内の保育所 3 施設、認定こども園 5 施設、小規模保育事業所 4 施設、児童館 4 施設の計 16 施設に対し、児童 1 人当たり 2 千 8 百円の物価高騰対策給付金を支給するものです。次に、児童家庭相談事業の管理備品購入費 169 千円の増ですが、これは歳入でも説明した児童家庭センターのキャビネット購入にかかる費用です。また、児童家庭センターに係る保健福祉交流センターの工事費は、所管課である健康長寿課が 2,757 千円を計上しています。次に、児童福祉施設等産休代替職員費補助金 491 千円の増ですが、歳入でご説明したとおりです。以上、よろしくご説明いたします。

○教育長

報告第 24 号の説明が終わりました。報告第 24 号「令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算第 11 号（教育委員会関係）について」、ご意見、ご質問ございますか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それでは、報告第 25 号「矢巾町教育委員会の活動報告について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課

別紙資料に基づき朗読し、説明する。

○教育長

報告第 25 号の説明が終わりました。皆さまからご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それでは、報告第 26 号「史跡徳丹城跡整備活用委員会設置要綱について」、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課

別紙資料に基づき朗読する。

○文化スポーツ課長

文化スポーツ課の高橋でございます。本内容については、文化スポーツ課の案件でするので、私から報告させていただきます。内容としましては、令和 6 年度の機構改革で文化スポーツ課は教育委員会に移行しますが、「町長」の記載を「教育長」に改めるものでございます。

○教育長

報告第 26 号の説明が終わりました。皆さまからご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

## 9. 議事

### ○教育長

それでは進行いたします。次第の5. 議事に入ります。本日の議事は、議案第15号から議案第32号までとなります。議案第15号から議案第17号についてはそれぞれ、議案第18号から議案第30号までは一括、議案第31号は単独といたします。

そして、議案第32号ですが、こちらは人事案件であります。よって、矢巾町教育委員会会議規則第12条ただし書きの規定によりまして、これを公開しないことと考えます。お諮りいたします。議案第32号について、公開しないこととすることにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって、議案第32号については公開しないことと決しました。会の進行上、議案第31号が終わりましたら、続いて次第6. その他に入り、その他が終わりましたら、議案第32号に戻り審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。それでは、そのように取り計らうことといたします。

### ○教育長

それでは、議案第15号「矢巾町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」、事務局から説明をお願いします。

### ○学校教育課

別紙資料に基づき朗読する。

### ○学校教育課長

この度の改正は、高齢者部分休業制度の開始に伴い、「高齢者部分休業の承認」の新設、それに加え、同規程にありませんでした「配偶者同行休業の承認」、「修学部分休業の承認」についても新設するという内容の改正でございます。

### ○教育長

議案第15号の説明が終わりました。皆さまからご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

### ○教育長

質疑ないものと認めます。それではお諮りいたします。議案第15号「矢巾町立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

### ○教育長

ご異議なしと認めます。議案第15号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

続きまして議案第 16 号「教育長に対する事務の委任等に関する規則及び矢巾町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」、事務局から説明をお願いします。

○学校教育課

別紙資料に基づき朗読する。

○学校教育課長

この改正については、機構改革に伴う例規整備となります。子ども課が町長部局となり、文化スポーツ課が教育委員会部局となるものでございます。

○教育長

議案第 16 号の説明が終わりました。皆さまからご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

質疑ないものと認めます。それではお諮りいたします。議案第 16 号「教育長に対する事務の委任等に関する規則及び矢巾町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第 16 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

続きまして議案第 17 号「矢巾町教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令について」、事務局から説明をお願いします。

○学校教育課

別紙資料に基づき朗読する。

○学校教育課長

こちらも機構改革に伴う例規整備となります。資料にあります 6 つの規程を改正するものでございます。第 1 条「矢巾町教育委員会公印規程」については、子ども課、保育園及び児童館の記載がなくなり、文化スポーツ課が加わるものです。第 2 条「矢巾町教育委員会被服貸与規程」については、今回の一部改正に併せて町の被服貸与規程に表現を合わせたものです。また、第 3 条以降については、機構改革により子ども課が町長部局となり、文化スポーツ課が教育委員会部局となることに伴う改正でございます。

○教育長

議案第 17 号の説明が終わりました。皆さまからご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

質疑ないものと認めます。それではお諮りいたします。議案第 17 号「矢巾町教育

委員会の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例に対する意見について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第 17 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

続きまして、議案第 18 号「矢巾町立公民館条例施行規則について」から議案第 30 号「矢巾町史跡徳丹城跡等管理条例施行規則について」まで、これについては改正の内容が全て同じですので、一括での説明を事務局から説明をお願いします。

○学校教育課

別紙資料に基づき朗読する。

○文化スポーツ課長

こちら文化スポーツ課に関わることで、私から説明させていただきます。議案第 18 号から議案第 30 号までにつきましては、報告でもご説明させていただきましたが、令和 6 年度から文化スポーツ課が教育委員会部局となることから、これまでは矢巾町規則だったところ、教育委員会規則として新たに制定するものでございます。内容につきましては、「町長」を「教育委員会」及び「教育長」に改めるもので、令和 6 年 4 月 1 日に施行するものでございます。

○教育長

議案第 18 号「矢巾町立公民館条例施行規則について」から議案第 30 号「矢巾町史跡徳丹城跡等管理条例施行規則について」までの説明が終わりました。質疑を一括で受け付けます。皆さまからご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

質疑ないものと認めます。なお、議決につきましては、一つひとつについてお諮りいたします。

それではお諮りいたします。議案第 18 号「矢巾町立公民館条例施行規則について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第 18 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

続きまして、議案第 19 号「社会教育指導員の設置等に関する規則について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第 19 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

続きまして、議案第 20 号「矢巾町体育振興委員設置に関する規則について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第 20 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

続きまして、議案第 21 号「矢巾町文化財保護条例施行規則について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第 21 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

続きまして、議案第 22 号「矢巾町民総合体育館条例施行規則について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第 22 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

続きまして、議案第 23 号「矢巾町歴史民俗資料館条例施行規則について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第 23 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

続きまして、議案第 24 号「矢巾町文化会館条例施行規則について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第 24 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

続きまして、議案第 25 号「矢巾町スポーツ推進委員に関する規則について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第 25 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

続きまして、議案第 26 号「矢巾町スポーツ推進審議会運営規則について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第 26 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

続きまして、議案第 27 号「矢巾町総合グラウンド管理規則について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第 27 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

続きまして、議案第 28 号「矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例施行規則について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第 28 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

続きまして、議案第 29 号「矢巾町文化財保護審議会設置条例施行規則について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第 29 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

続きまして、議案第 30 号「矢巾町史跡徳丹城跡等管理条例施行規則について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第 30 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

続きまして議案第 31 号「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程を廃止する訓令について」、事務局から説明をお願いします。

○学校教育課

別紙資料に基づき朗読する。

○文化スポーツ課長

こちらの議案につきましても、機構改革によるものでございます。文化スポーツ課は、生涯学習等の事務は補助執行というかたちで行ってきておりましたが、教育委員会部局に移行することでこれがなくなるため、廃止するものでございます。

○教育長

議案第 31 号の説明が終わりました。皆さまからご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

質疑ないものと認めます。それではお諮りいたします。議案第 31 号「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程を廃止する訓令について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

ご異議なしと認めます。議案第 31 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

議案第 32 号につきましては、先ほどお話ししましたとおり、6. その他が終了後、

審議に入らせていただくことといたします。

## 10. その他

### ○教育長

続きまして、6. その他 報告に入ります。(1) 子ども課関係について、事務局より説明をお願いします。

### ○子ども課長

資料に基づき説明する。

まず、令和6年2月1日時点の保育所等の施設別、年齢別の入所状況については、町内の児童は881名、受託児童は190名、計1,071名です。お知らせですが、令和6年4月1日から、町立煙山保育園の定員は、30名減の120名とすることが決定しています。令和6年に小規模保育事業所が2か所新設され、30名分の定員を確保することができるものでございます。続いて、町内児童館の利用状況については、登録児童は754名、実際利用しているのは250名、実際の利用は約3分の1です。続いて、未就園児童と保護者の居場所として地域子育て支援拠点を町内3か所で実施していますが、資料142ページ記載のとおり利用状況となります。それから、1月の虐待通告件数は14件、うち4件は児童生徒に関わる内容でした。今年度で最も相談件数が多い月でしたが、ネグレクトに関する相談が多くありました。続いて、初めて実施しました「矢巾町ヤングケアラー実態調査」について、集計がまとまりましたのでご報告いたします。まず、調査対象者は町立小中学校に通う小学5年生から中学3年生までで、回答率としては、小学生91.9パーセント、中学生86.4パーセント、合計88.7パーセントでした。調査事項については主なところだけご紹介いたします。一つ目、「ヤングケアラーという言葉を知ったことはありますか」に対して、「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答したのは、小中学生全体で19.6パーセントでした。つまり、約80パーセントの子どもたちが内容を知らないということになります。次に、「あなたはヤングケアラーにあてはまると思いますか」に対し、小学生7.1パーセント、中学生10.9パーセント、合計9.3パーセントが「あてはまると思う」と回答しています。これは、先の質問で「知っている」と回答した子が約20パーセントに対して、非常に高い割合で「あてはまると思う」と回答しており、この回答の信ぴょう性は低いのではないかと分析しているところです。今後も、ヤングケアラーに関する周知を図っていかなければ、正確な数値はとれないのではと覚悟しているところです。第8次矢巾町総合計画の指標として、ヤングケアラーの周知度を8割とすることを設定しています。今後4年間で取り組んでまいります。なお、この結果については3月1日に矢巾町ホームページに公表させていただきます。

### ○教育長

報告(1) 子ども課関係について、ご意見、ご質問等ございませんか。

### ○漆原委員

未回答者の数字は不登校の児童生徒数という解釈でよろしいでしょうか。

○教育長

全員端末を持っていますから、不登校の数とは限らないです。回答しなかった人、と捉えていただければと思います。

その他、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それでは進行します。6. その他 報告（2）学校給食共同調理場関係について、説明をお願いします。

○共同調理場次長

資料に基づき説明する。

矢巾町学校給食共同調理場運営状況になります。こちらにつきましては、ご覧のとおりとなります。給食食材利用状況ですが、1月分は、町内産割合は51.4パーセントとなっております。1月末までの農産物地産地消状況については、町内産割合が49.3パーセントとなっております。昨年より約3パーセント下がっております。2月、3月は、町内産野菜の確保はなかなか厳しいものかなと思います。町内産割合についても、前年を50パーセントも下回る可能性がでてきましたが、できるだけ町産の食材を仕入れていきたいと思っております。残菜状況につきましては、1月もインフルエンザ等により学級閉鎖や学年閉鎖があり、特に小学校では全体的に実際は昨年よりも残食状況が増えているところがございます。また、放射性物質濃度の測定状況につきましては、安全な状況となっております。最後に、今後の予定についてですが、栄養教諭が各学校を回って在校生のアレルギー対応に関する個別面談を行いました。3月8日、矢巾北中学校が給食最終日となっております。今年度の給食提供はここから順次終了となります。

○教育長

報告（2）学校給食共同調理場関係について、ご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、行事予定について、事務局より説明をお願いします。

○学校教育課

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

行事予定について、確認等ございますか。

〈全員なしの声〉

○教育長

その他、委員の皆さまから何かございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それでは、ただいまから 5. 議事に戻って進行いたします。先ほどお話したとおり、議案第 32 号は人事案件でございますので、矢巾町教育委員会会議規則第 12 条ただし書きの規定により、これを公開しないことといたします。よって、教育次長を残し、傍聴の方、その他の方についてはご退席をお願いいたします。

【非公開】議案第 32 号 承認

○教育長

それでは、以上をもって本日の会議を終了いたします。

(午後 4 時 30 分)

以上、会議の概要を記録しここに署名する。

令和 年 月 日

矢巾町教育委員会

教育長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員